

国立大学法人福島大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人福島大学役員給与規則により、本給の額については、必要と認める場合にはその者の職務経験及び業績等を勘案して決定することができる。また、期末特別手当の額については、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の業績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	広域の異動と認められる場合、異動等の日から3年間、本給の月額に異動等に係る勤務箇所間の距離に応じ、3%または6%(ただし、平成19年度は2%または4%)を乗じた額の広域異動手当を支給することとした。
理事	広域の異動と認められる場合、異動等の日から3年間、本給の月額に異動等に係る勤務箇所間の距離に応じ、3%または6%(ただし、平成19年度は2%または4%)を乗じた額の広域異動手当を支給することとした。
理事(非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 16,875	千円 11,928	千円 4,828	千円 107 (通勤手当) 12 (寒冷地手当)			
A理事	千円 12,398	千円 8,736	千円 3,536	千円 114 (通勤手当) 12 (寒冷地手当)		3月31日	
B理事	千円 12,338	千円 8,736	千円 3,536	千円 54 (通勤手当) 12 (寒冷地手当)		3月31日	
C理事	千円 12,349	千円 8,736	千円 3,536	千円 49 (通勤手当) 28 (寒冷地手当)			
D理事	千円 12,333	千円 8,736	千円 3,536	千円 49 (通勤手当) 12 (寒冷地手当)		3月31日	

A監事 (非常勤)	千円 1,080	千円 1,080	千円	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,080	千円 1,080	千円	千円 ()			

「前職」欄の「 」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
理事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

事務の簡素化・合理化を図り、経費抑制を行っていく他、中期目標・計画に従い効率化を図りながら、人件費の削減に努めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を充分考慮し、給与法等関係法令の改正、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌の上、行うこととしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の勤務期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。
本給月額 (昇給)	昇給日以前1年間の勤務期間を良好な成績で勤務したときに、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて昇給区分を決定し、昇給区分に応じた号給数を昇給させることができる。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- ・広域の異動と認められる場合、異動等の日から3年間、本給の月額に異動等に係る勤務箇所間の距離に応じ、3%または6%(ただし、平成19年度は2%または4%)を乗じた額の広域異動手当を支給することとした。
- ・扶養手当のうち、配偶者以外に対する支給月額について、少子化への配慮、認定業務の効率化の観点から、基本的な支給額を6,500円に統一した。
- ・本給の特別調整額(民間における管理職手当に相当)について、年功的な処遇となりがちな定率制から、管理職員の職務・職責を端的に反映することを目的に、本給表別・職務の級別・区分別の定額制に改正した。
- ・勤勉手当の支給総額割合について、0.725月分から0.75月分(平成19年12月期にかぎり0.775月分)へ引上げを行った。引き上げ分については、勤務成績をより反映しうよう「優秀」以上の成績区分の職員に重点配分する事とした。
- ・国家公務員の給与水準改正に準拠し、若年層に限定して本給月額を0.6%~1%程度引き上げる改定を行った。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

〔年俸制適用者以外〕

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 428	歳 44.9	千円 7,430	千円 5,339	千円 85	千円 2,091
事務・技術	人 120	歳 41.3	千円 5,319	千円 3,896	千円 90	千円 1,423
教育職種 (大学教員)	人 235	歳 48.4	千円 8,774	千円 6,230	千円 89	千円 2,544
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員等)	人 22	歳 39.9	千円 6,848	千円 5,057	千円 34	千円 1,791
教育職種 (附属義務教育諸学校教員等)	人 48	歳 38.2	千円 6,439	千円 4,741	千円 74	千円 1,698
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (医療技術職員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注1. 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2. 「技能・労務職種」は、教務助手を示す。

注3. 「教育職種(附属高校教員等)」は、附属特別支援学校教員を示す。

注4. 「教育職種(附属義務教育諸学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5. 常勤職員の技能・労務職種、教育職種(外国人教師等)及びその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注6. 在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

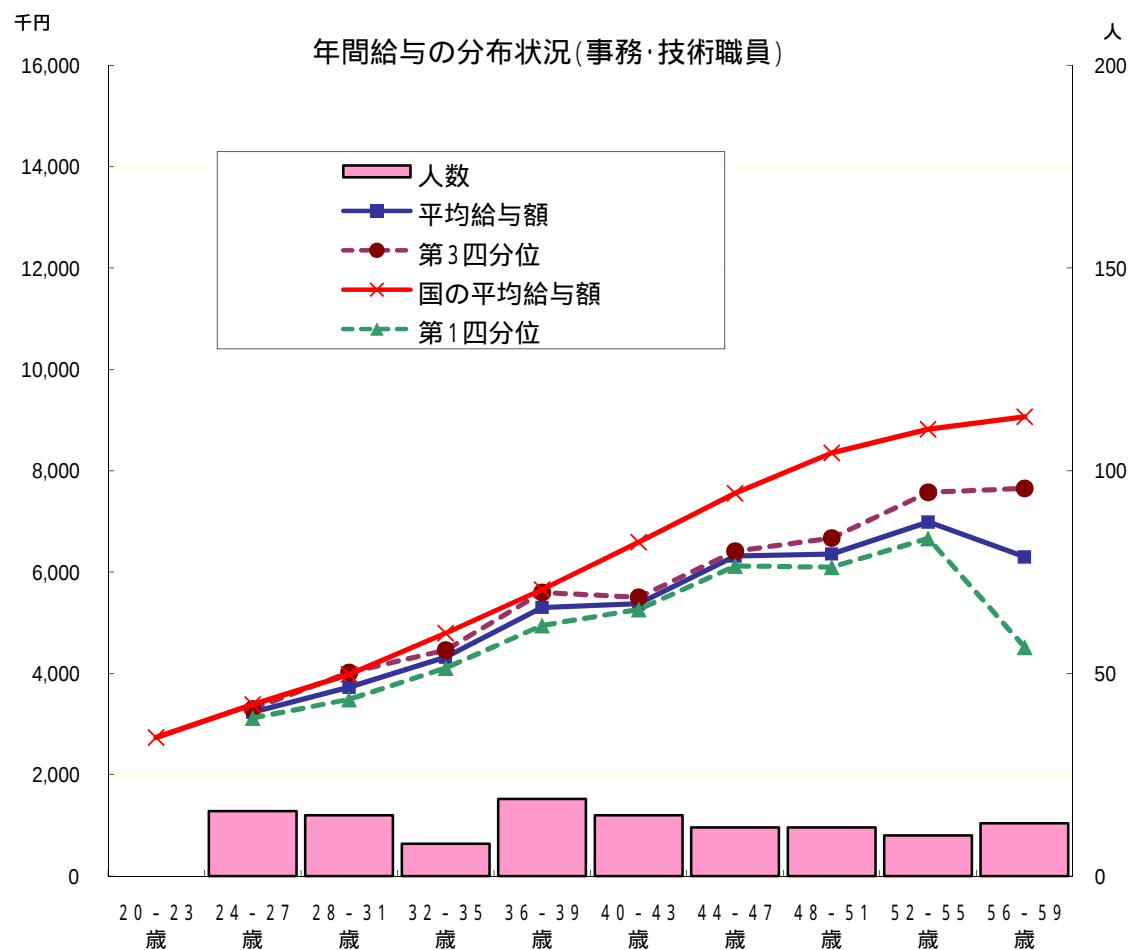
〔年俸制適用者〕

任期付職員	人 4	歳 38.5	千円 4,128	千円 3,412	千円 101	千円 716
教育職種 (大学教員)	人 4	歳 38.5	千円 4,128	千円 3,412	千円 101	千円 716

注1. 教育職種(大学教員)以外は、該当者がいないため、欄を省略した。

注2. 常勤職員、在外職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)



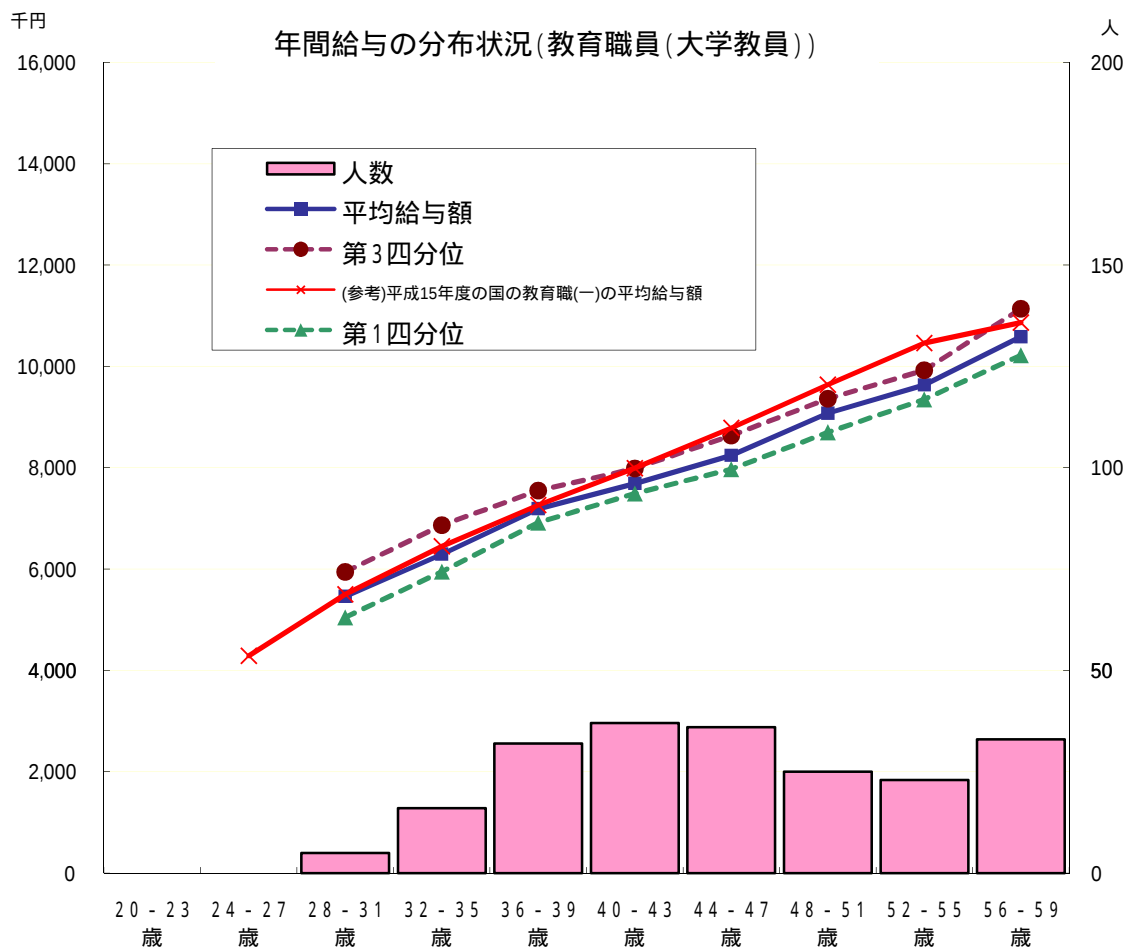
注1. の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

注2. 年俸制適用者を含む。以下、 、 及び において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
参事	14	53.9	6,698	7,358	7,714
専門役	12	50.7	6,358	6,614	6,721
主査	48	42.9	5,064	5,613	6,194
主任	8	35.8	4,102	4,640	5,268
主事	38	32.9	3,242	3,647	4,028

注. 「参事」は課長相当職、「専門役」は課長補佐相当職、「主査」は係長相当職、「主事」は係員相当職を表す。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	126	55.3	9,066	9,872	10,555
准教授	106	40.4	7,012	7,365	7,903
講師	1	-	-	-	-
助教	3	36.8	-	5,514	-
助手	1	-	-	-	-

注：講師及び助手については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(年俸制適用者以外)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		主事	主任 主事	主査 主任	参事、専 門役、主 査	参事 専門役	参事
人員 (割合)	120 (13.3%)	16 (13.3%)	27 (22.5%)	51 (42.5%)	18 (15.0%)	6 (5.0%)	2 (1.7%)
年齢(最高 ～最低)		27 ～ 24	58 ～ 29	59 ～ 35	59 ～ 44	58 ～ 39	～
所定内給 与年額(最 高～最低)		2,691 ～ 2,082	3,329 ～ 2,446	5,076 ～ 3,189	5,642 ～ 4,314	5,745 ～ 5,462	～
年間給与 額(最高～ 最低)		3,585 ～ 2,849	4,535 ～ 3,366	6,886 ～ 4,464	7,714 ～ 5,996	7,887 ～ 7,482	～

区分	計	7級	8級	9級
標準的な職位		参事	事務局長	事務局長
人員 (割合)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高 ～最低)		～	～	～
所定内給 与年額(最 高～最低)		～	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	～	～

注：6級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助手、助教、 講師、准教授	講師 准教授	准教授	教授
人員 (割合)	235 ()	0 (0%)	3 (1.3%)	2 (0.9%)	104 (44.3%)	126 (53.6%)
年齢(最高 ～最低)		歳 ～	歳 52 ～ 28	歳 ～	歳 55 ～ 31	歳 66 ～ 44
所定内給 与年額(最 高～最低)		千円 ～	千円 4,670 ～ 3,237	千円 ～	千円 6,184 ～ 4,015	千円 9,129 ～ 5,389
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 ～	千円 6,472 ～ 4,311	千円 ～	千円 8,718 ～ 5,645	千円 12,757 ～ 7,773

注．3級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(年俸制適用者)

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助手、助教、 講師、准教授	講師 准教授	准教授	教授
人員 (割合)	2 ()	0 (0%)	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高 ～最低)		歳 ～	歳 ～	歳 ～	歳 ～	歳 ～
所定内給 与年額(最 高～最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～

注．2級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 67.0	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 33.0	% 33.3
	最高・最低	% 37.4~ 32.2	% 36.8~ 30.3	% 35.1~ 31.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 68.1	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 31.9	% 32.9
	最高・最低	% 38.1~ 31.3	% 37.4~ 29.5	% 35.7~ 30.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 67.2	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 32.8	% 33.2
	最高・最低	% 35.9~ 32.3	% 37.4~ 30.9	% 35.7~ 31.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 67.5	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 32.5	% 33.2
	最高・最低	% 42.4~ 31.5	% 42.8~ 29.3	% 42.6~ 30.6

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) :
対他の国立大学法人等

83.1
94.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

95.8

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○ 事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 83.1		
	参考	地域勘案	89.1
		学歴勘案	82.1
		地域・学歴勘案	88.6
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 62.3% (国からの財政支出額 4,611百万円、支出予算の総額 7,407百万円：平成19年度予算) 【検証結果】 国からの財政支出割合の多い法人においては、国家公務員の給与水準を上回る事に対して、社会的な納得を得るのは困難な状況と考えられるが、本学においては対国家公務員指数はもとより、地域勘案、学歴勘案および地域・学歴勘案のいずれの指数においても、国家公務員の水準を下回る状況にある。 ただし、職員採用において国家公務員や地方公務員と競合する状況にある中、給与水準の著しい低下は、人材獲得という法人経営の視点から好ましいものではない。特に地域勘案における指数の著しい低下は、地域内における競争力の低下を招くことに留意する必要がある。		
講ずる措置	国家公務員の給与水準の動向を注視し、対国家公務員との比較指標が、引き続き適切な範囲内で推移するよう留意するとともに、人材獲得における競争力にも配慮しつつ、適正な給与水準を維持する。		

- 教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標 95.7

○ 比較対象職員の状況

・教育職員(大学教員)

年俸制適用者以外に係る 表(職種別支給状況)の常勤職員欄の 235 人及び
年俸制適用者に係る 表(同)の任期付職員欄の 4人中の 2人 計 237 人
237 人の平均年齢 48.3 歳、平均年間給与額 8,746 千円

総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,723,630	千円 3,808,316	千円 (%) 84,685 (2.2)	千円 (%) 3,075 (0.1)
退職手当支給額 (B)	千円 544,573	千円 285,548	千円 (%) 259,024 (90.7)	千円 (%) 263,853 (94.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 214,233	千円 191,972	千円 (%) 22,260 (11.6)	千円 (%) 30,452 (16.6)
福利厚生費 (D)	千円 475,418	千円 498,986	千円 (%) 23,567 (4.7)	千円 (%) 3,807 (0.8)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 4,957,856	千円 4,784,823	千円 (%) 173,032 (3.6)	千円 (%) 301,189 (6.5)

注1. 「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費等により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2. 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ・退職者の不補充、県との人事交流である附属学校教員の異動による平均給与額の減等により、「給与、報酬等支給総額」が前年度比 84,685千円(2.2%)の減。
- ・退職者の増加に伴う「退職手当支給額」の前年度比 259,024千円(90.7%)の増と、「給与、報酬等支給総額」の前年度比 84,685千円(2.2%)の減の差額を主要因として、「最広義人件費」は前年度比 173,032千円(3.6%)の増。
- ・事務の簡素化等により、管理的経費の抑制を図るとともに、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
- ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,930,691	3,808,316	3,723,630
人件費削減率 (%)		3.1	5.3
人件費削減率(補正值) (%)		3.1	6.0

注3. 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注4. 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし